屋外広告物安全点検報告書

(宛先) 秋田市長

年 月 日

報告者 (設置者又は管理者)

住所	↑ 〒	
氏名	, 1	
電話		

秋田市屋外広告物条例(第5条・第7条)に基づく(新規・継続・変更等)許可申請に伴う屋外広告物の 点検結果について、次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

- 1-1-175									
許 可 日		年	月	日	許可番号	秋田市指令都	第		号
設置日		年	月	日	点検日※1		年	月	日
表示(設置)の場所	秋田市								

^{※1} やむを得ない理由がある場合を除き、点検は許可の申請をする日前3カ月以内に行ってください。

2 点検項目

点検			異常		異常およびその改善措置の内容 ※3	措置	Ŀ ※4
上基	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無		済	未
部礎構部	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無		済	未
造•	3	鉄骨さび発生、塗装の老朽化	有	無		済	未
支持	1	鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間	有	無		済	未
部	2	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有	無		済	未
取	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無		済	未
付	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無		済	未
部	3	取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無		済	未
広	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無		済	未
告	2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無		済	未
板	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無		済	未
照	1	照明装置の不点灯、不発光	有	無		済	未
明装	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無		済	未
置	3	周辺機器の劣化、破損	有	無		済	未
そ	1	装飾、振止め棒、鳥よけその他の付属部品の腐食、破損	有	無		済	未
0	2	避雷針の腐食、損傷	有	無		済	未
他	3	その他点検した事項()	有	無		済	未

- ※2 点検方法・記載方法については、注意事項(裏面)を参照してください。
- ※3 異常がある部分については改善措置を講じた上で、その前後の状況を撮影したカラー写真を添付してください。
- ※4 改善措置が未対応の場合は、その理由と今後の措置予定について「3 特記事項」欄に記入してください。

3 特記事項

異常がある広告物等の改善措置をしない理由	今後の措置予定の内容					
	年	月	日までに	改善・	除却	します。

上欄の点検結果は、事実に相違ありません。

点検者(管理者 又は 屋外広告士等の資格者) ※5資格屋外広告士・建築士・規則で定める者(規則第12条の2)住所〒氏名電話

〈注意事項〉

- 1 この屋外広告物安全点検報告書(以下、「点検報告書」という。)の**報告者の氏名**は、法人の場合は法人の名称および代表者の役職・氏名を記入し、報告してください。
- 2 点検を行った「管理者」が報告者として報告することも可能です。 報告者と点検者が同一の場合でも、報告者欄と点検者欄の両方に「管理者」の記名をしてく ださい。
- 3 点検報告書に記載する**点検時期**は、やむを得ない理由がある場合を除き、<u>許可の申請をする日前3カ月以内に行ったものが有効です。</u>
- 4 **点検者になれる者**は、原則として条例第9条に基づく「**管理者**」です。 <u>管理者以外の者が点検を行う場合は、広告物の高さに関わらず、「屋外広告士」、「建築士」</u> <u>または「規則で定める者(点検技能講習の修了者)」のいずれかの資格者が行った点検結果</u> のみ有効です。(条例第11条の2、同条例施行規則第12条の2)
- 5 点検者欄には、点検者が記名の上、点検者の該当する資格に○印をしてください。 なお、**管理者以外の者**が点検を行う場合は、「**屋外広告士**」、「**建築士**」又は「規則で定める者 (点検技能講習の修了者)」の**資格者証の写し**を添付してください。
- 6 点検にあわせて**管理者を変更**する場合は、新たな管理者の**資格者証の写し**を添えて**屋外広告物設置者**(管理者)変更届出書(様式第22号)又は**屋外広告物設置者**(管理者)氏名等変更届出書(様式第24号)を別途提出してください。
- 7 点検報告書の作成にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課による「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」および屋外広告事業者団体による「屋外広告物点検基準(案)」を参考に点検を行い、その結果を記入してください。
 - ・屋外広告物の安全点検に関する指針(案) (国土交通省URL) http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd townscape tk 000012.html
 - ・屋外広告事業者団体による屋外広告物点検基準(案) (国土交通省URL) http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/okugaikoukokuguideline160428.html (一般社団法人日本屋外広告業連合会URL) http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/renkei.html
- 8 点検項目欄には、該当する各項目ごとに異常がある場合は「有」に、異常がない場合は「無」 に〇印をしてください。
- 9 点検で異常を確認した部分については、改善措置を講じた上で、その前後の状況を撮影したカラー写真を添付してください。
- 10 点検で異常を確認した項目には、その**改善措置について実施済みの場合**は「**済**」に、**未対応 の場合**は「未」に**〇**印をしてください。
- 11 緊急性がある場合を除き、広告物等の異常について未対応の場合は、その理由と今後の予定(概ね許可申請後3カ月以内に措置すること。)を「3 特記事項」欄に記入してください。 なお、広告物等に異常があり、改善措置をしないで継続許可申請をした場合は、必要な措置を講じた上で、屋外広告物安全点検報告書に基づく改善完了報告書(様式第34号)を市長に提出しなければなりません。
- 12 広告物等の種類により、**該当しない点検項目**の区分・点検内容欄には**斜線**を入れ、点検対象外であることを明示してください。
- 13 点検対象の広告物等が複数ある場合や表示(設置)場所が数カ所にわたるなどの理由により、この様式に書き切れない場合は、別紙を用いて記入してください。